



上 監 査 報 第 6 号
令 和 7 年 8 月 2 0 日

上尾市長 畠 山 稔 様

上尾市監査委員 米 山 睦

上尾市監査委員 小 林 淳 子

令和 6 年度上尾市公営企業会計資金不足比率審査に関する意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第
2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算における資金不足
比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のと
おりその意見を提出する。

令和 6 年度 上尾市水道事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 準拠基準

上尾市監査基準

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 7 年 7 月 11 日から同年 8 月 8 日まで

4 審査の実施内容及び着眼点

市長から提出された令和 6 年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

1 資金不足比率について

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

令和6年度決算における資金不足比率は、令和5年度決算における場合と同様に資金の不足額が生じていないので、算定されない。

記

比率の名称	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	—	20.0

(備考) 資金不足比率の算定に用いる資金の不足額が生じていないことから、「—」と表示した。

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 6 年度 上尾市公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 準拠基準

上尾市監査基準

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 7 年 7 月 11 日から同年 8 月 8 日まで

4 審査の実施内容及び着眼点

市長から提出された令和 6 年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

1 資金不足比率について

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

令和6年度決算における資金不足比率は、令和5年度決算における場合と同様に資金の不足額が生じていないので、算定されない。

記

比率の名称	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	—	20.0

(備考) 資金不足比率の算定に用いる資金の不足額が生じていないことから、「—」と表示した。

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。